

# 令和4年中に営業・農業・不動産収入があった方へ 令和4年分 収支内訳書(計算用)

## 収支内訳書の事前作成にご協力をお願いします

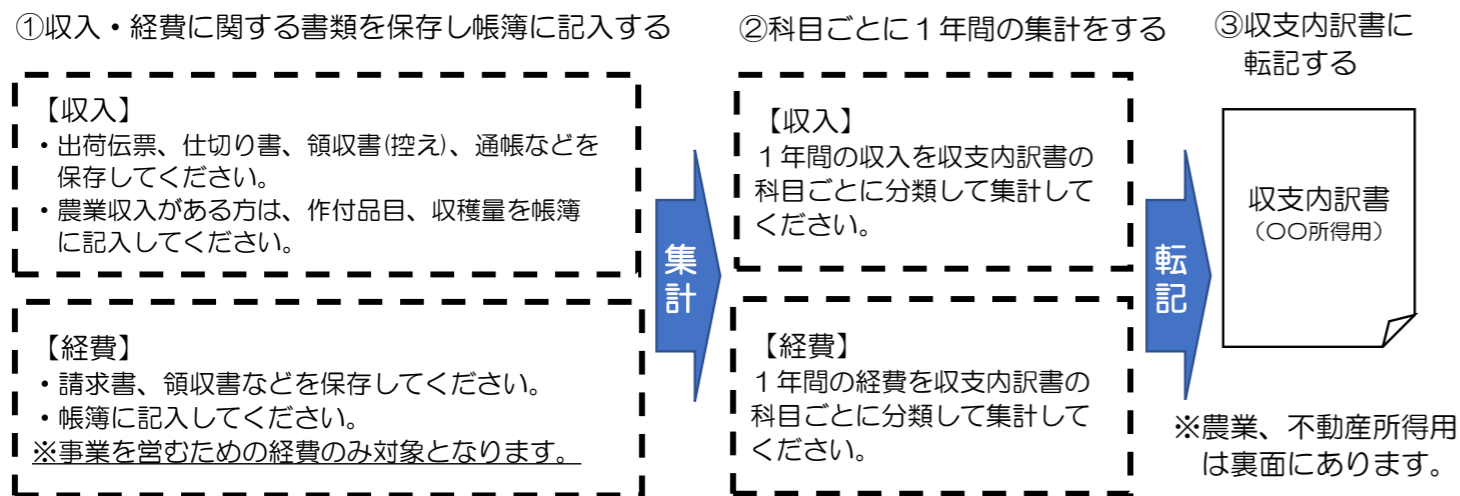
- この収支内訳書(計算用)は、令和4年度(令和3年分)の申告状況により営業・農業・不動産収入があると思われる方にお送りしています。**新型コロナウイルス感染症対策として、皆様の申告会場滞在時間の短縮が必要となりますので、収支内訳書の事前作成にご協力をお願いします。**
- 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの収入金額・経費をあらかじめご自身で分類、集計して、収支内訳書(計算用)の該当する箇所に記入してください。また、各科目に該当しないものがある場合は、空欄に記入してください。
- 帳簿類・領収書等は全て申告会場にお持ちください。
- 令和3年12月31日までに廃業した方又は令和4年中休業していた方は、市民税課までご連絡ください。
- ※ 事前に記入していただいた内容は、申告時の職員点検により修正することがあります。

## 記帳・帳簿等の保存をお願いします

- 個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。
- 収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載し、保存してください。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	5年

## 収支内訳書作成の流れ



## 《お問い合わせ先》

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地  
**いわき市 財政部 市民税課**  
 市民税第一係 0246 (22) 7426(平・内郷・四倉・小川・好間・三和・川前・久之浜・大久地区)  
 市民税第二係 0246 (22) 7427(小名浜・勿来・常磐・遠野・田人地区)  
 いわき市ホームページURL <http://www.city.iwaki.lg.jp/>

# 計 算 用

# 令和4年分 収支内訳書(営業所得用)

住 所	いわき市	氏 名	
事業所所在地		業種名	
電 話	(自 宅) (事業所)	屋 号	

(自  月  日 至  月  日)  年の途中で事業 開始・廃止 ( 月  日)  
 (百万) (千) (年の途中で事業を開始又は廃止した方は、日付を記入してください)

収 入 金 額	売上金額	①			↳ 「売上金額」の合計額を記入
	家事消費金額 事業消費金額	②			↳ 原則、販売金額。仕入金額が「販売金額のおおむね70%」の金額のいずれが多い方でも可
	雑収入	③			↳ 「雑収入」の合計額を記入
	合計(①~③)	④			
売 上 原 価	期首商品(製品)棚卸高	⑤			↳ 本年1月1日現在の商品などの棚卸高を記入します
	仕入金額(製品製造原価)	⑥			↳ 「仕入金額」の合計額を記入
	小計(⑤+⑥)	⑦			
	期末商品(製品)棚卸高	⑧			↳ 本年12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します
	差引原価(⑦-⑧)	⑨			
	差引金額(④-⑨)	⑩			
必 要 経 費	給料賃金	⑪			↳ 親族以外の雇い人(常時・臨時)の労賃・賄費。現物支給の場合も同じ
	外注工賃	⑫			↳ 修理加工などで外部に注文して支払った場合の加工賃など
	減価償却費	⑬			↳ 職員が計算しますので、事業用の施設・機械の取得価格、取得年月日を裏面の『減価償却資産』欄に記入し、内容がわかる領収書をお持ちください。
	貸倒金	⑭			↳ 売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
	地代家賃	⑮			↳ 店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や家賃など
	租税公課	⑯			↳ 事業税、固定資産税、自動車税、商工会議所、協同組合などの会費や組合費
	荷造運賃手数料	⑰			↳ 販売商品の包装材料費、荷造りのための賃金、運賃
	水道光熱費	⑱			↳ 水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
	旅費交通費	⑲			↳ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
	通信費	⑳			↳ 電話料、切手代、電報料
	広告宣伝費	㉑			↳ 新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用
	接待交際費	㉒			↳ 取引先などを接待する茶菓飲食代、取引先などに対する中元、歳暮の費用
	損害保険料	㉓			↳ 火災保険料、自動車の損害保険料
	修繕費	㉔			↳ 店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代
	消耗品費	㉕			↳ 帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費
	福利厚生費	㉗			↳ 事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険等の保険料や掛金
	リース料	㉘			↳ 事業用で使用する物品等の賃貸借費用
雑費	㉙				
		⑳			
		㉑			
合計(⑩~㉑)		㉒			
専従者控除前の所得額(⑩-㉒)		㉓			
専従者控除額		㉔			
所得金額(㉓-㉔)		㉕			

生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族が、6ヶ月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、その事業に従事する親族1人につき、次の(1)か(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。なお、専従者控除を申請した場合、対象者に係る配偶者控除や扶養控除を重複して申請はできません(※事業専従者をとった場合は、「市民税・県民税申告書」の該当欄に記入してください。)  
 (1) 配偶者86万円(その他の親族50万円)  
 (2) (㉓の金額)÷(1+事業専従者数)

